

令和6年3月8日

大分県防災情報通信システム点検委託業務に関する 入札説明書

(内訳)

- ・大分県防災情報通信システム点検委託業務に関する入札説明書（本書）…… 1～ 5
- ・大分県防災情報通信システム点検委託業務に関する仕様書 …………… 6～18
- ・大分県防災情報通信システム点検委託業務に関する委託契約書（案）………… 19～23
- ・大分県防災情報通信システム点検委託業務に関する積算資料 …………… 別 冊

担当部局

〒870-8501

大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県生活環境部防災局危機管理室情報通信班

電話番号 097-506-3166

大分県防災情報通信システム点検委託業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和6年3月8日（金）

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 大分県防災情報通信システム点検委託業務
- (2) 履行期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- (3) 履行場所 大分県防災行政無線等が設置されている県庁舎、中継局、地方機関等
- (4) 仕様書 別添のとおり

3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県物品等電子入札システム（以下、「物品等電子入札システム」という。）上に令和6年3月22日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 物品等電子入札システムの利用

本案件は、物品等電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

5 入札参加条件

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）により「電気通信工事」に登録された者であること。
- (3) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）を取得している者で業種目が「18. 電気通信用機器」に登録された者であること。
- (4) 大分県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有している者であること。
- (5) 当該入札に関連会社が参加していないこと。なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 資本関係
 - ア 親会社と子会社の関係
親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の関係
親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。
 - ウ 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係
協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。
 - ② 人的関係
 - ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

・ただし、アについては、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合は除く。

・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。

なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所長等）を含む。

※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。

また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

(6) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(7) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する工事契約に係る競争入札参加資格を有する者及び大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員が役員となっている事業者
- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 大分県物品等電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

使用言語 日本語

通貨 日本国通貨

8 入札参加申請の期限

令和6年3月18日（月）17時00分

9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間

自 入札参加承認の日から

至 令和6年3月22日（金）17時00分

10 物品等電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和6年3月25日(月) 15時30分

11 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、開札日当日に行うので対応できるようにすること。

12 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

13 入札保証金に関する事項

免除とする。

14 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記5の(2)、(3)及び(4)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の経路を経て、入札の参加、契約の締結及び業務の履行、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者(以下「本人」という。)が参加することを原則とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本入札に参加するには、事前に物品等電子入札システムにおけるログインID及びパスワードの交付を受ける必要がある。
- (4) 入札金額の入力には、「入札参加通知」に記載されている6ケタの認証番号が必要であり、「入札参加通知」は、入札参加申請が承認された際に電子メールにより送信される。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。

15 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

16 最低制限価格に関する事項

設定しない。

17 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の

価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

18 質問の受付及び回答

本業務についての質問は、質問書（別添様式）により行うものとし、質問書の提出があった場合においては、質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）に質問の内容及び回答を大分県ホームページに掲載する。

- (1) 提出場所 大分県生活環境部防災局危機管理室情報通信班
- (2) 提出期限 令和6年3月15日（金）17時00分
- (3) 提出方法 持参、郵送またはFAXのいずれかの方法により提出すること。なお、FAXによる場合は必ず電話により着信を確認すること。

19 契約保証金に関する事項

免除とする。ただし、契約金額が予定価格の7割未満の場合、落札者は、契約担当者が指定する日時までに落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。なお、契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

大分県生活環境部防災局危機管理室情報通信班 あて
FAX：097-533-0930

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

質 問 書

大分県防災情報通信システム点検委託業務に係る入札等に関し、下記のとおり質問します。

質問事項	質 問 内 容

担当者

部 署 名
職 ・ 氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

大分県防災情報通信システム 点検委託業務に関する仕様書

大分県生活環境部防災局危機管理室

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、大分県（以下「甲」という。）が委託する大分県防災情報通信システム点検委託業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めたものである。

(業務内容)

第2条 本業務は、大分県防災情報通信システムにおける無線局施設等（以下「施設」という。）の点検を行うものである。

- 2 本業務の対象となる施設は、別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 3 点検周期は、別添1及び別添2の点検周期（回／年）欄のとおりとする。
- 4 点検項目は、別添3の点検項目欄のとおりとする。
- 5 本業務の実施にあたっては、機器、ソフト等の調整を行い、施設が常に良好な動作状態を保つよう定期点検を実施するとともに、施設に障害が発生した場合又は定期点検中に障害発生を認めた場合は、直ちに故障状況を確認・調査し、甲と協議の上で応急復旧を行うものとする。なお、製造元の異なる機器、ソフト等の各メーカー間との調整も行うものとする。また、履行期間中に更新等された機器、ソフト等についても同様とする。
- 6 軽微な障害修理も本業務に含むものとする。
- 7 電波法に定める定期検査（登録点検該当局）のデータ作成から甲への提出までを含むものとする。また、臨時検査が指定された場合は、事前点検及び当該検査の立会までを含むものとする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 監督職員 甲が指定する主任監督職員及び監督職員の総称をいう。
- (2) 指示 甲の発議により監督職員が乙に対し監督職員の所掌事務に関する方針、基準及び計画等を示し履行させることをいう。
- (3) 承諾 乙側の発議により乙が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (4) 協議 監督職員と乙が対等の立場で合議することをいう。

(一般的義務)

第4条 乙は、本業務の目的及び内容を理解し、本業務の履行に必要な点検者を充てるものとする。

- 2 点検者は、本業務の履行に専念し、かつ円滑に履行しなくてはならない。
- 3 点検者は、本業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用若しくは窃用してはならない。
- 4 点検者は、本業務の履行に直接関係のない場所に入入りしてはならない。
- 5 点検者は、本業務の履行において、安全の確保並びに火気等の取扱に留意しなくてはならない。
- 6 点検者は、別途履行中の他の業務と履行場所が同一、又はその内容が関係する場合は、相互に協調を図るものとする。

(管理技術者)

第5条 乙は、管理技術者を定め、甲へ通知するものとする。

- 2 管理技術者は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 本業務に基づく総合的な業務計画、業務遂行管理、点検手法の決定及び業務の技術的な判断を行うこと。
 - (2) 第6条に定める点検責任者、点検者の指揮、監督を行うこと。
 - (3) 第7条に定める課題管理を行うこと。

- (4) 第16条に定める提出書類の管理を行うこと。
- (5) 第17条に定める業務の実施工程表の管理を行うこと。
- 3 管理技術者は、前項の業務の遂行に当たり、必要な能力と経験を有するものとする。
- 4 管理技術者は、監督職員からの質問、協議への回答は、基本的に「1日以内」に回答するように対応するものとする。ただし、点検責任者等関係者への確認や調整等により1日以内の回答が困難な場合は、その確認・調整の内容と回答期限（予定日）の回答を行うものとする。
- 5 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、仕様書に定めがない事項について疑義が生じた場合、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(点検者)

第6条 乙は、業務の履行に必要な技術知識、経験を有する点検者を充てるものとする。

- 2 乙は、管理技術者が業務の適正な管理・監督をするために、必要に応じて次に示す点検責任者を定めることができる。ただし、契約書第3条第1項の規定により再委託を行う場合は、必ず再委託先に点検責任者を定めなければならない。
- (1) 点検責任者は、各設備を点検するのに必要な技術力を有すること。
- (2) 点検責任者は、業務の内容を十分に把握すること。
- (3) 点検責任者は、管理技術者の指導の元に現場業務の実施に関する事項及び実施結果に関する事項等について、監督職員と打合せを行うこと。
- (4) 点検責任者は、点検者を兼ねることができる。
- (5) 点検責任者は、当該業務の設備毎に分担できるものとする。

(課題管理)

第7条 管理技術者は、本業務において問題（障害も含む）が発生した場合、原因の分析を行い、課題を明確にして管理を行うものとする。

- 2 管理技術者は、前項による課題管理を適切に行うため、次の項目を記載した「課題管理表」（任意様式）を作成するものとする。
- (1) 課題番号
- (2) 課題のタイトル
- (3) 課題発生日
- (4) 課題の詳細
- (5) 課題の対応方法
- (6) 対応期限
- (7) その他監督職員が指示する項目
- 3 管理技術者は、第2項の原因の分析及び前項の課題管理表の作成にあたっては、点検責任者を始めとする関係者との協議・調整を十分に行うものとする。
- 4 管理技術者は、課題の対応（解決）が期限内に完了となるように、課題管理表に基づく進捗管理を適切に行うものとする。
- 5 管理技術者は、監督職員に対し課題管理表により課題の進捗状況を月2回以上（例：第1・3月曜日）報告するものとする。
- 6 本業務にかかる毎月の点検記録簿を作成し、翌月に行う5項の報告に併せて、監督職員へ提出を行うものとする。また、点検記録簿には、次の各号に掲げる内容を記載するものとし、書式等は、監督職員が指示するものとする。また、紙と電子ファイルによって提出するものとする。

- (1) 業務履行結果の概要及び所見
- (2) 点検記録簿及びデータ類
- (3) 監督職員が指示した事項及びこれに対する措置事項

(異常気象時の出動体制)

第8条 乙は、気象状態が不安定な時又は地震・津波等により災害が発生若しくはその恐れがある場合は、常に甲と連絡がとれる体制を執るものとする。

2 甲より出動の要請があった時は、直ちに出勤し技術補助に努めるものとする。

(打合せ等)

第9条 業務を適切かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に綿密な連絡をとるとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。

2 打合せ等により決定した確認・連絡事項は、その都度、乙が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

(保守基準等)

第10条 本業務の履行に当っては、この仕様書によるほか、次の各号に掲げる諸法規を遵守するものとする。

- (1) 電波法及びこれに基づく命令
- (2) 電気事業法及びこれに基づく命令
- (3) 公衆電気通信法、有線電気通信法及びこれに基づく命令
- (4) その他関係諸法令

(貸与品及び保守材料等)

第11条 本業務で使用する測定機器等は、乙のものを使用することを原則とする。なお、履行に当たり必要な図書、予備品等は、甲の所有するものを使用できるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の予備品又は付属品等を使用する場合は、事前に監督職員の許可を得るものとし、その内容を甲が指定する帳簿に記載するものとする。

3 乙は、使用を許可された予備品・付属品について、乙の責により損傷又は紛失等した場合は、無償で修理等を行うものとする。

4 本業務に必要な材料、部品及び軽微な消耗品は、甲が特に認めたものを除き、本業務の委託金額に含むものとする。また、その交換等の作業についても本業務に含むものとする。

5 その他消耗品の購入に係る費用については、別途協議するものとする。

(履行上の責任)

第12条 乙の履行後に生じた不良箇所で明らかに乙の責に起因すると認められるものについては、乙の責任において速やかに措置するものとする。

(業務の履行)

第13条 点検者は、本業務の履行に適した服装とし、腕章又は名札等により身分を明確に表すものとする。また、常に環境整備等に留意するものとする。

2 本業務の履行に当っては、施設等の運用を休止させてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りではない。

3 本業務のうち、無線通信施設で、その内容が電波法及びこれに基づく命令に定める電波の質に影響を与える作業を行う場合は、監督職員の指示を受けるものとする。

(業務の一時停止)

第14条 乙は、本業務の履行中に監督職員から業務の一時停止の指示を受けた場合は、それに従うものとする。

(臨機の処置)

第15条 点検者は、本業務の履行中において施設等に異常状態が発生又はその恐れがある場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項の場合又は監督職員が臨時に業務を指示した場合は、乙は、原則、これに応ずるものとする。なお、この場合の費用については、甲乙協議を行うものとする。

(提出書類)

第16条 乙は、契約後遅滞なく、次の各号に掲げる書類を提出のうえ、甲の承諾を受けるものとする。

- (1) 点検者通知書(様式1)
- (2) 管理技術者通知書(様式2)
- (3) 点検業務履行計画書
- (4) 異常気象時における連絡体制表(様式3)
- (5) その他監督職員が指示したもの

2 乙は、本業務における指示、承諾及び協議が発生した場合、甲が指示する必要な書類を提出するものとする。

(実施工程表)

第17条 乙は、点検業務履行計画書提出後、毎月15日までに翌月の実施工程表を作成し、監督職員に提出すること。

2 実施工程表は、点検に係る場所や機器、時間等を記載するものとする。

3 乙は、実施工程表の内容を変更しようとする場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

4 乙は、前項により実施工程表の内容を変更した場合は、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員に提出すること。

5 乙は、県庁及び出先等並びに防災関係機関の点検に当たっては、実施工程表の補足として、より詳細な時間工程や作業内容の詳細が分かる詳細工程表を作成し、監督職員へ提出すること。

(日常点検記録簿の提出)

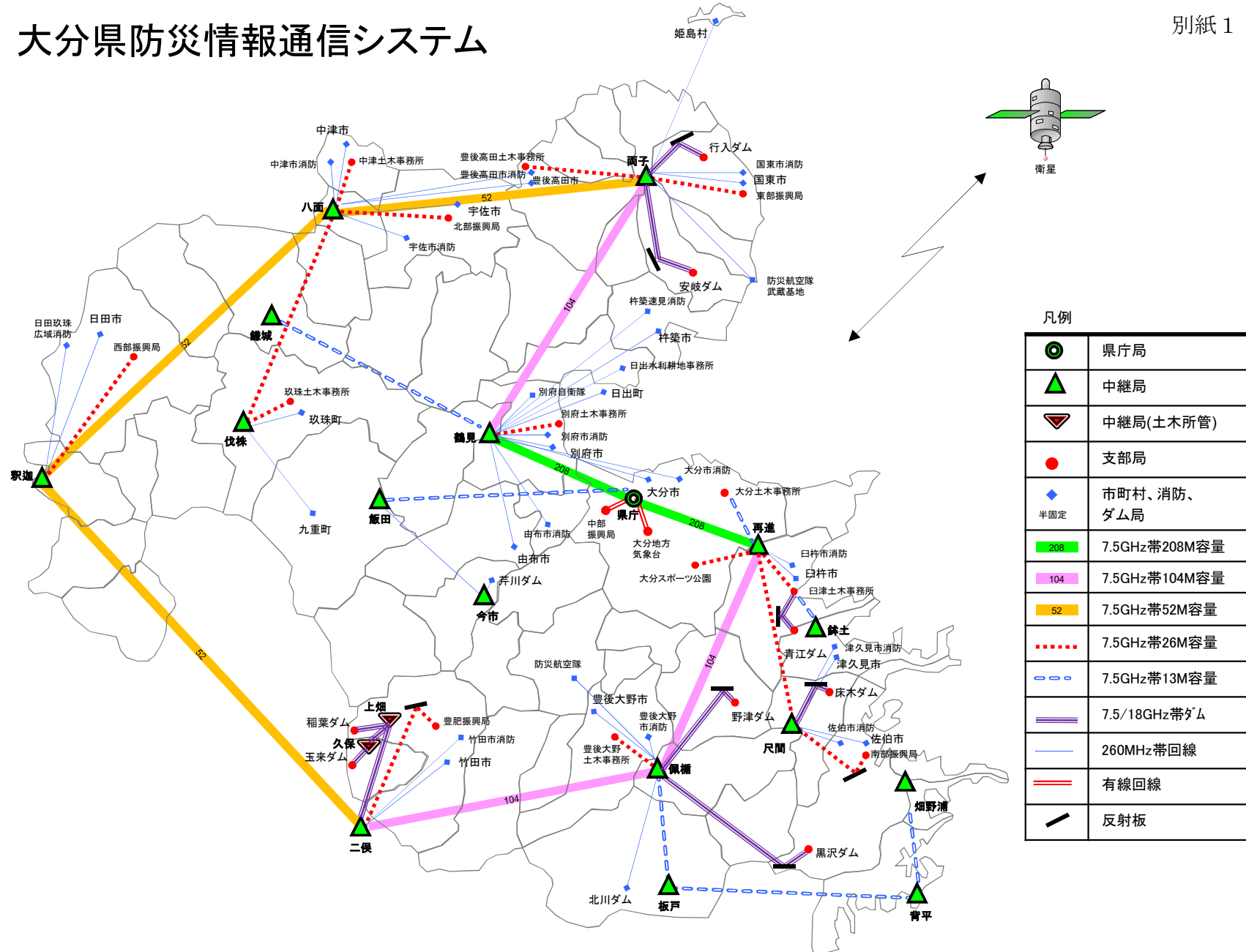
第18条 乙は、統制局において実施する別紙3「統制局日常点検項目」の記録を別紙4「統制局日常点検記録簿」に記載し提出するものとする。

(疑義)

第19条 この仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

大分県防災情報通信システム

別紙 1



点検施設一覧

県庁及び出先等

施設名	住所
大分県庁	大分市大手町3丁目1番1号
高田総合庁舎	豊後高田市是永町39
国東総合庁舎	国東市国東町安国寺786-1
日出総合庁舎	速見郡日出町字仁王山3531-24
臼杵総合庁舎	臼杵市大字臼杵字洲崎72-254
佐伯総合庁舎	佐伯市長島町1-2-1
豊後大野総合庁舎	豊後大野市三重町1123
竹田総合庁舎	竹田市大字竹田字山手1501-2
玖珠総合庁舎	玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1
日田総合庁舎	日田市城町1-1-10
中津総合庁舎	中津市中央町1-5-16
宇佐総合庁舎	宇佐市大字法鏡寺235-1
中部振興局	大分市府内町3-10-1
大分土木事務所	大分市向原西1-4-2
別府土木事務所	別府市大字鶴見字下田井14-1
中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34
動物愛護センター	大分市大字廻栖野3231番地47
大分スポーツ公園	大分市大字横尾1351番地
青江ダム	津久見市大字上青江字奥山7036-5
安岐ダム	国東市安岐町矢川1007-6
黒沢ダム	佐伯市大字青山3025
床木ダム	佐伯市弥生大字床木1852-2
行入ダム	国東市国東町横手5055
野津ダム	臼杵市野津町大字垣河内字山手内1771
稲葉ダム	竹田市久住町大字白丹
防災航空隊	豊後大野市大野町田代2592-2
県警航空隊	国東市武蔵町系原字行者原3286-14

防災関係機関

施設名	住所
大分地方気象台	大分市長浜町3丁目3463番の1
大分海上保安部	大分市大字海原字地浜916-5
別府自衛隊	別府市大字鶴見4548-143

中継所

施設名	住所
鶴見中継所	別府市大字南立石字石垣鶴見国有林1008口林小班
伐株中継所	玖珠郡玖珠町大字山田3350
尺間中継所	佐伯市弥生大字尺間946-1
両子中継所	国東市安岐町両子1556-2
八面中継所	中津市三光田口3566-3
釈迦中継所	日田市前津江町大野146-1
二俣中継所	熊本県高森町大字津留字岩の上2591
佩楯中継所	佐伯市本匠大字山部936
再進中継所	臼杵市大字岳谷字スズレ石1110-1
鎌城中継所	中津市耶馬溪町大字金吉字乙カマガ5175-49
板戸中継所	佐伯市宇目大字南田原字小日平国有林1040ち林小班
背平中継所	佐伯市蒲江大字蒲江浦字井手ノ尻1248-108
飯田中継所	玖珠郡九重町大字田野字北方山2665-1
銚土中継所	臼杵市大字風成字小谷472
畑野浦中継所	佐伯市蒲江大字畑野浦字宇土2092-1
今市中継所	大分市野津原大字今市字上嵩3378-1

反射板

施設名	住所
野岡反射板	佐伯市宇野岡12427の6
竹田反射板	竹田市大字飛田川3167

市町村・支所等

施設名	住所
大分市	本庁 大分市荷揚町2-31
	佐賀関支所 大分市大字佐賀関1407-27
	野津原支所 大分市大字野津原800
大分市消防局	大分市舞鶴町1-1-1
別府市	別府市上野口町1-15
中津市	本庁 中津市豊田町14-3
	三光支所 中津市三光原口644-7
	本耶馬溪支所 中津市本耶馬溪町曾木1800
	耶馬溪支所 中津市耶馬溪町大字柿坂138-1
	山国支所 中津市山国町守実130
日田市	本庁 日田市田島2-6-1
	前津江振興局 日田市前津江町大野2189-1
	中津江振興局 日田市中津江村枳野353
	上津江振興局 日田市上津江町川原2710
	大山振興局 日田市大山町西大山3545-1
	天瀬振興局 日田市天瀬町桜竹671-2
佐伯市	本庁 佐伯市中村南町1-1
	上浦振興局 佐伯市上浦大字津井浦1400-3
	弥生振興局 佐伯市弥生大字上小倉656-1
	本匠振興局 佐伯市本匠大字波寄2685
	宇目振興局 佐伯市宇目大字千束1060-1
	直川振興局 佐伯市直川大字赤木105
	鶴見振興局 佐伯市鶴見大字地松浦2008-6
	米水津振興局 佐伯市米水津大字浦代浦1239-2
	蒲江振興局 佐伯市蒲江大字蒲江浦3283
	蒲江中央公民館 佐伯市蒲江大字蒲江浦4491-59
臼杵市	臼杵庁舎 臼杵市大字臼杵72-1
	野津庁舎 臼杵市野津町大字野津市326-1
津久見市	津久見市宮本町20-15
竹田市	本庁 竹田市大字会々1650
	荻支所 竹田市荻町恵良原1172-7
	久住支所 竹田市久住町大字久住6161-1
	直入支所 竹田市直入町大字長湯8201
豊後高田市	本庁 豊後高田市御玉150-1
	真玉庁舎 豊後高田市中真玉2144-12
	香々地庁舎 豊後高田市見目118
杵築市	本庁 杵築市大字杵築377
	山香庁舎 杵築市山香町大字野原1010-2
	大田庁舎 杵築市大田石丸445
宇佐市	本庁 宇佐市大字上田1030-1
	安心院支所 宇佐市安心院町下毛2115
	院内支所 宇佐市院内町山城32
豊後大野市	本庁 豊後大野市三重町市場1200
	清川支所 豊後大野市清川町砂田1819
	緒方支所 豊後大野市緒方町馬場36
	朝地支所 豊後大野市朝地町朝地891
	大野支所 豊後大野市大野町田中55-1
	千歳支所 豊後大野市千歳町新殿706-1
	犬飼支所 豊後大野市犬飼町犬飼28
由布市	庄内庁舎 由布市庄内町柿原302
	挾間庁舎 由布市挾間町向原128-1
	湯布院庁舎 由布市湯布院町川上3738-1
国東市	本庁 国東市国東町田深275-1
	国見総合支所 国東市国見町伊美2300-2
	武蔵総合支所 国東市武蔵町古市684
	安岐総合支所 国東市安岐町中園100
姫島村	東国東郡姫島村1630-1
日出町	速見郡日出町2974-1
九重町	玖珠郡九重町大字後野上8-1
玖珠町	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5

統制局 日常点検項目

項番	作業項目	点検項目	周期
1	障害履歴確認	ネットワーク監視装置により前日の運用状況を確認	毎日
2	6F・15F機械室等装置確認	6F・15F機械室等にて装置運用状況(ファンの音、異臭、アラームランプ等)の確認	毎日
3	県庁舎屋上シェルター装置確認	県庁舎屋上シェルターの装置運用状況(ファンの音、異臭等)の確認	毎日
4	県庁舎屋上の空中線の点検	県庁舎屋上の空中線の目視点検	毎日
5	通話・通信試験	端末局との各種通話・通信試験	毎日 (1巡/週)
6	非常用発電機の始動点検	県庁局の非常用発電機の始動試験	1ヶ月
7	可搬型衛星地球局との対向試験	通話・FAX等の動作試験	2ヶ月
8	保守員との対向業務	点検、障害時等における現地保守員との対向業務	随時

大分県防災無線県庁統制局日常点検記録簿

令和 年 月 日 ()

作業内容	点 検 項 目		結 果					
日常点検	1	障害履歴確認	: 毎日					
	2	通信機器室装置確認 (6F・15F)	: 毎日					
	3	シェルター装置確認	: 毎日					
	4	県庁舎屋上の空中線の点検	: 毎日					
	5	通話・通信試験	: 毎日					
	6	非常用発電機の始動点検	: 1ヶ月					
	7	可搬型衛星地球局との対向試験	: 2ヶ月					
	8	保守員との対向業務	: 随時					
作業記録		局 名	内 容	原因	結果・処置等	対応者	写真 図	
	障害等							
	連絡等							
	点検等							
次 回								

情報通信班					報告者

様式 1

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住 所
氏 名

点 検 者 通 知 書

下記の通り点検者を定めたので通知します。

記

氏 名	経 歴	資 格

様式 2

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住 所
氏 名

管 理 技 術 者 通 知 書

下記のとおり管理技術者を定めたので通知します。

記

1. 業 務 名
2. 管理技術者氏名
3. 資 格
4. 経 歴

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

住 所
氏 名

異常気象時における連絡体制表

下記の通り異常気象時の連絡体制を定めたので通知します。

記

責任者

氏 名
社 名
勤務地の住所
電 話 番 号
携帯電話番号

副 1

氏 名
社 名
勤務地の住所
電 話 番 号
携帯電話番号

副 2

氏 名
社 名
勤務地の住所
電 話 番 号
携帯電話番号

大分県防災情報通信システム点検委託業務に関する委託契約書

- 1 委託業務の名称 大分県防災情報通信システム点検委託業務
- 2 履行期間 自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日
- 3 委託金額 ￥ , , -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ￥ , , -)
- 4 契約保証金 免除

上記業務の委託について、委託者 大分県知事 を甲とし、受託者 を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条 乙は、別添の大分県防災情報通信システム点検委託業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

- 第3条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。
- 2 前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。
- 3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。
- なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 前項の規定は、乙が資料整理等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
- 6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(成果物の著作権)

第5条 甲は、委託業務により乙が作成した契約の目的物（以下「成果物」という。）の著作権の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乙は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、乙の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
- (3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(管理技術者に対する措置請求)

第6条 甲は、管理技術者又は乙の職員若しくは第3条第1項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求が受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、履行期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、

この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第10条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第14条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第11条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(機密の保持)

第12条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の秘密を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

(検査及び引渡し)

第13条 乙は、委託業務が完了したときは、その旨を書面により速やかに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した後、成果物引渡書により成果物の引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、甲は、乙から補正完了の通知を受けた日から起算して10日以内に再検査を行い、再検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

(委託金額の支払)

第14条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 乙が第13条第2項又は第3項により甲に引き渡した成果物について、甲が種類

- 又は品質に関して契約の内容と適合しない部分（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。
- 2 成果物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。
 - 3 成果物について契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。
 - 4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不相当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。
 - 5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

（契約の解除）

- 第16条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責めを負わない。
- (1) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。
 - (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
 - (4) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

（違約金）

- 第17条 前条各号の規定又は第15条第2項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

（契約外の事項）

- 第18条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

住 所 大分市大手町3丁目1番1号
大分県知事

乙

住 所
商号又は名称
代表者氏名